

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
1月4日
(金曜日)

目次

- 告示
道路の位置の指定(二件)(建築指導課).....
- 公告
国土調査の成果の認証(地域政策課)
歯科技工士国家試験の実施(健康増進課).....



山口県告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年一月四日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市望町三丁目二八三の九	六・〇	三九・四	二三三・三一

山口県告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年一月四日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字郡字杣尻三四〇の五及び三四〇の二八並びに字戸樋ケ原三七四の一	五・〇	一六〇・七	八四一・〇〇



(一) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十五年一月四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十二年六月七日から 平成二十四年一月三十一日まで	下関市地籍簿	彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、彦島江の浦町三丁目、彦島江の浦町四丁目及び彦島江の浦町五丁目の各一部
岩国市	平成二十二年六月十一日から 平成二十三年十二月三十一日まで	岩国市地籍簿	周東町祖生の一部
周南市	平成二十二年六月十四日から 平成二十四年二月二十二日まで	周南市地籍簿	大字湯野及び大字鹿野下の各一部

二 認証年月日

平成二十五年一月四日

(一) 歯科技工士国家試験の実施

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施します。

平成二十五年一月四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 試験の日時

(一) 学説試験

平成二十五年三月五日(火曜日)午前十時から

(二) 実地試験

平成二十五年三月六日(水曜日)午前九時から

二 試験の場所

下関市貴船町三丁目一番三七号

下関歯科技工専門学校

三 受験資格

歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)第十四条各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書及び模型の受付期間

平成二十五年一月四日(金曜日)から同年二月八日(金曜日)まで(郵送の場合)は、二月八日までの消印のあるものは、有効とする。()

五 受験願書及び模型の提出先

(一) 受験願書

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

山口県健康福祉部健康増進課

(二) 模型

下関市貴船町三丁目一番三七号(郵便番号七五二―〇八二三)

下関歯科技工専門学校

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 卒業証明書、修了証明書等受験資格を証する書類

(三) 写真

七 受験手数料

三万六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十五年三月二十七日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部健康増進課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部健康増進課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「歯科技工士国家試験」と朱書きし、八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部健康増進課(電話〇八三―九三三―二九五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。